



▶町申告会場

納税の公平性を確保するため

税金は、行政サービスを行うための重要な財源です。町税を滞納する方がいると、公平性を欠き、行政サービスに支障をきたす恐れがあります。そのため町では、納税相談や滞納整理等の取り組みを行っています。

納税は、自主納付が原則となっています。そのため、滞納となつていても、納期内にきちんと納付しておることは、納期内にきちんと納付していただいているほとんどの住民の方との公平性を欠くこととなり、さらには町の財政を圧迫し、結果として住民への行政サービスに支障をきたすことになります。

し押さえ物件の公売を行っていません。

◇税負担の公平性のために

納税の相談がなく、また納期限を過ぎても税金の納付がない場合、町ではまず、督促状を送付させていただいている方には、税金を滞納している方に対する対応としては、必要により財産の差し押さえや、差し押さえを行うこととなります。

それでも納付していただけないときは、納税催告書や、財産調査を行った後、差し押さえを行うこととなります。

▼差し押さえ状況

- ・平成21年度 103件 (現在)
- ・平成22年度 70件 (1月末)

財産調査や差し押さえについては、地方税法で督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、財産を差し押さえなければならぬと規定されています。

確定申告はお済みですか

所得税・贈与税等の申告と納税はお済みですか。

期限間近になると、税務署・町申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことがあります。申告は、早めに行いましょう。

〈所得税と贈与税〉

▼申告・納税期限 3月15日 (木)

（個人事業者の消費税）
▼申告・納税期限 3月31日 (木)

インターネットを利用して確定申告書を作成

国税庁ホームページ（確定申告書等作成コーナー）で確定申告書の作成ができます。

また、打ち出した確定申告

が交付する補助金等が受けられなくなったり、金融機関で融資を申し込む際には納税証明書の提出を求められ、滞納していれば融資を受けられなくなったりする場合があります。

金融機関への預貯金調査をして、いざなうと、毎月の給与から一定額を未納税に充当していただきます。

（②預貯金の差し押さえ）
金融機関への預貯金調査を実施した後に差し押さえを行い、現金を未納税に充当させていただきます。

（③不動産の差し押さえ）
登記簿調査を行い、土地や建物の差し押さえを行い、法務局へ差押登記の登録をお願いします。差押登記後に、抵当権者（金融機関や住宅金融支援機構等）等に差し押さえ定されています。

◇滞納への取り組み

財産調査や差し押さえについては、地方税法で督促状発送日から10日を経過しても納付がない場合は、財産を差し押さえなければならぬと規定されています。

に支障をきたすことになります。

町では、やむを得ない事情

もなく、意図的に滞納を続けている方に対する対応としては、必要により財産の差し押さえや、差し押さえを行うこととなります。

それでも納付していただけ

ないときは、納税催告書や、財産調査を行った後、差し押さえを行うこととなります。

それでも納付していただけないときは、納税催告書や、財産調査を行った後、差し押さえを行うこととなります。

（国民健康保険税）

国民健康保険税の滞納が増えていくと、今後の保険税の増税にも繋がりかねません。

建物の差し押さえを行い、法務局へ差押登記の登録をお願いします。差押登記後に、抵当権者（金融機関や住宅金融支援機構等）等に差し押さえ定されています。

（国民健康保険税）

建物の差し押さえを行い、法

務局へ差押登記の登録をお願いします。差押登記後に、抵当権者（金融機関や住宅金融支援機構等）等に差し押さえ定されています。

（問税務課収税班）

（問税務課収税班）